

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	1
2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について……………	3
3 神奈川県水道広域化推進プラン（案）について……………	4
4 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて……………	9
5 県内米軍基地を巡る状況について……………	12
参考資料1 神奈川県水道広域化推進プラン（案）	
参考資料2 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）	
参考資料3 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 附属資料 数値目標・K P I 一覧表（案）	

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) 未病（ME-BYO）

ア アクサ生命保険株式会社との健康経営に係る連携協定の締結

令和4年12月8日（木）アクサ生命保険株式会社との間で、県内企業の健康経営等を協力して進めることを目的に健康経営の推進に関する連携協定を締結した。今後、同社が有する商工会議所等とのネットワークや健康経営に関する知見を活かしながら、より一層の県内中小企業への健康経営の浸透を図っていく。

イ 未病の認知度

本年度の県民ニーズ調査（第2回課題調査）の結果が令和5年2月13日（月）に発表され、『未病（ME-BYO）』の言葉を知っているか』の問いに、「知っている」・「言葉は聞いたことがある」と回答した方は全体の53.5%となり、昨年度に比べ2.7ポイント上昇した。

		令和4年度	令和3年度	差
全 体		53.5	50.8	2.7
男性全体		48.6	45.3	3.3
男性	20歳代以下	14.8	26.9	▲12.1
	30歳代	36.8	37.3	▲0.5
	40歳代	40.6	38.2	2.4
	50歳代	54.7	46.1	8.6
	60歳代	51.3	51.9	▲0.6
	70～74歳	56.4	50.7	5.7
	75歳以上	58.8	60.6	▲1.8
女性全体		58.9	56.3	2.6
女性	20歳代以下	21.0	13.5	7.5
	30歳代	43.4	50.5	▲7.1
	40歳代	58.8	52.6	6.2

女性	50 歳代	64.1	62.4	1.7
	60 歳代	67.9	73.7	▲ 5.8
	70～74 歳	74.0	56.9	17.1
	75 歳以上	69.4	48.0	21.4

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について、政策局における対応状況を報告する。

(1) マスク飲食実施店認証制度の実施

「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店認証制度」の取組を行っている。

また、制度の実効性を担保するため、認証後に改めて店舗訪問を行い、感染防止対策の実施状況を確認している。

なお、本制度は国が各都道府県に導入を求めている、飲食店に対する第三者認証制度として実施しているものである。

<参考>「マスク飲食実施店」認証状況（令和5年2月22日現在）

- ・ 申請数 35,470件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 35,414件

(2) 普及啓発等の取組

県民や事業者に向けて、飲食店や各施設が取り組んでいる感染防止対策を掲示することにより利用者や地域の安心につなげることを目的とした「感染防止対策取組書」の普及に努めている。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている県民等向けの各種支援メニューを掲載したチラシを随時更新している。

(3) 今後の対応

「マスク飲食実施店認証制度」については、令和5年2月10日に国から示された、「マスク着用の考え方の見直し等について」などに基づき、3月13日より、認証条件から「マスク飲食」に関する項目を削除し、制度名称を「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」に改め、引き続き運用する。

また、国では、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることに伴い、基本的対処方針が廃止された場合は、同方針に基づく第三者認証制度も廃止するとしている。こうした国の動き等を踏まえて、県としての対応を検討していく。

3 神奈川県水道広域化推進プラン（案）について

(1) プランの目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を策定する。

(2) これまでの経過

- 令和4年12月 第3回定例会総務政策常任委員会に素案を報告
素案に対する県民意見募集を実施（～令和5年1月）
- 令和5年1月 神奈川県水道事業広域連携調整会議開催
2月 神奈川県水道ビジョン検討会開催

(3) 県民意見募集の結果

ア 実施期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月19日（木）まで

イ 実施方法

県のたよりへの掲載、県ホームページへの掲載、県機関での印刷物の配架

ウ 実施結果

(ア) 意見総数

13件

(イ) 意見の内訳

区分	件数
a 「プラン全体」に関するもの	1件
b 「プランの趣旨」に関するもの	0件
c 「経営の分析」に関するもの	0件
d 「今後の広域化に係る推進方針」に関するもの	12件
e その他	0件
合計	13件

(ウ) 意見の反映状況

区分	件数
a プラン（案）に反映した意見	1件
b プラン（素案）に既に反映している意見	1件
c 今後の参考とする意見	10件
d その他（感想）	1件
合計	13件

(I) 主な意見

【プラン(案)に反映した意見】

- ・ 人材不足が懸念されるため、技術職員の人材を育成して欲しい。

【プラン(素案)に既に反映している意見】

- ・ 自然に従い、高低差を利用した配水を行えば、電力費が削減され、経営の効率化につながると思う。

【今後の参考とする意見】

- ・ 経営が厳しい地域の水道事業について、その負担を事業統合などにより、他の地域や県全体で負うのはおかしい。
- ・ 効率的な経営のために県内で1事業体に統合すべき。
- ・ 上流からの取水を進める場合には、環境への配慮が必要である。
- ・ 民間委託や民間を育てることも事業の一環として欲しい。
- ・ 水道は生活の基礎であり、民営化すべきではない。
- ・ 近年、水道広域化のメリット、デメリットが見えてきているので、慎重に議論を重ねて欲しい。

(4) プラン（素案）からの主な変更点

- 広域連携の推進役として県が取り組む「水道事業者等への個別支援」に、技術継承や人材育成に関する内容を追加した。

(5) 今後の予定

令和5年3月 「プラン」策定・公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「神奈川県水道広域化推進プラン（案）」

「神奈川県水道広域化推進プラン（案）」の概要

1 水道広域化推進プランの趣旨

(1) プランの目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を策定する。

(2) 検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

圏域	水道事業者等
県東部	神奈川県企業庁※、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、神奈川県内広域水道企業団（以下、企業団）
県中部	神奈川県企業庁※、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
県西部	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、神奈川県企業庁（箱根地区水道事業）

※ 箱根地区水道事業を除く。県東部と県中部圏域を兼ねる。

2 経営の分析

(1) 水道事業者等の現状分析

- 本県の水道事業は、従前から広域化及び水道施設等の共同化に取り組んでいる。
- 地域の特性に応じた水道施設等の整備が進められた結果、全国的に見ても安価な水道料金で、安定的な給水が実現している。
- 水道施設の老朽化が進行している。
- 若年層の職員が少なく、職員の年齢構成に偏りが生じている。

(2) 現行の経営形態を継続した場合の将来見通し（推計期間：令和3～47年度）

- 給水人口の減少に伴い有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、令和2年度実績に対し、令和47年度には県全体で約8割に減少する。
- 老朽化した水道施設の更新費用は、平成27年度から令和元年度までの5年間の実績平均に対し、令和47年度には県全体で約1.6倍に増加する。

- 現状の運営状況を料金改定により維持した場合、水道料金は令和元年度末時点と比べて、令和47年度には県全体で約1.4倍に増加する。
- 若年層の職員が少なく、年齢構成に偏りが生じているため、職員の確保及び技術継承に課題がある。

(3) 広域化した場合の将来見通し(推計期間:令和3~47年度)

- 国が示すいずれの広域化パターン(施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化・事業統合)においても、広域化により費用削減効果が見込まれ、現行の経営形態を継続した場合と比較して水道料金の上昇の抑制が見込まれる。
- 「業務の共同化(施設の共同化・管理の一体化)」による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約303億円、建設改良費が約890億円となる。
- 広域連携を推進することで、事務負担の軽減や組織強化による職員の技術水準向上・技術継承が期待できる。

3 今後の広域化に係る推進方針

(1) 今後の広域化の推進方針

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

ア 広域連携の調整・推進

- 広域化シミュレーションの結果、全ての広域化パターンにおいて、将来の費用及び水道料金の上昇に対して削減効果が見られたことから、段階的に「業務の共同化」から、具体的な連携方策の検討を始める。
- プランにおける圏域や広域化パターン以外であっても、効果が見込まれる連携方策については、積極的に連携を推進する。
- プラン策定後も、圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を継続する。
- 国等の関係機関との調整を図りながら、多様な広域連携を着実に推進していく。

イ 多様な視点からの調整・推進

- 地球温暖化防止への取組や気候変動への対応等、広い視点からも検討を行うこととし、上流から優先的に取水するなど、位置エネルギーを有効活用した取送水系統にすることで環境負荷低減に努める。

(2) 今後の具体的取組内容

ア 圏域ごとの取組

(ア) 県東部圏域

【5事業者（神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、企業団）】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、5事業者全体で従前から検討している「水道施設の再構築（水道施設のダウンサイジング等）」、「上流取水の優先的利用」、「取水・浄水の一体的運用」に係る取組を進める。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(イ) 県中部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

イ 広域連携の推進役としての県の取組

(ア) 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合（経営の一体化・事業統合）」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。

(イ) 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流、職員の技術継承や人材育成に向けた取組等を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに、国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。

4 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて

(1) 趣旨

令和4年12月、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を踏まえ「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県総合戦略」という。）の見直しを進める。

(2) 見直しの進め方

- ・ 第2期県総合戦略について、今年度以降、次の2段階で見直しを進める。
 - ① 今年度は、来年度の本格的な改訂作業に先立ち、時点修正として、各局が進めるデジタルを活用した取組みを反映するとともに、各局が必要に応じ関係常任委員会へ報告の上、見直しが行われる政策分野ごとの個別計画との整合を図るための改訂を行う。
 - ② 来年度から、国の少子化対策等の動向を踏まえ、県総合計画の策定との整合を十分に図りながら、国総合戦略を勘案し、さらにデジタル技術を活用して地方創生を加速化・深化できるよう改訂作業を進める。
- ・ 上記2段階での見直しの進め方と、今年度の改訂素案について、令和5年2月2日開催の県地方創生推進会議において報告し了承を得た。

(3) 今年度の改訂案の概要 <「参考資料2、3」参照>

ア 個別計画の目標値や取組みとの整合について

(7) 「数値目標」の目標値の見直し（3箇所）

基本目標	数値目標	2024年度目標値	
		改訂前	改訂後
2	観光消費額総額（暦年）	1兆3,500億円	1兆1,355億円
	入込観光客数（暦年）	2億1,200万人	2億700万人
3	25～44歳の女性の就業率（暦年）	80.5%	79.0%

(イ) 「KPI」の目標値の見直し（8箇所）

基本目標	中柱	小柱	KPI	年度	目標値	
					改訂前	改訂後
1	(1) 成長産業の創出・育成、産業の振興	② ロボット関連産業の創出・育成	生活支援ロボットの商品化件数（累計）	2023	45件	46件
				2024	50件	52件
			生活支援ロボットの導入施設数（累計）	2023	450箇所	500箇所
				2024	500箇所	600箇所
			生活支援ロボットを体験する取組みに参加した人数（累計）	2023	109,500人	109,000人
				2024	120,000人	124,000人

基本目標	中柱	小柱	K P I	年度	目標値	
					改訂前	改訂後
1	(2)産業の活性化	②農林水産業の活性化	認定農業者等への農地集積率	2023	25.0%	24.5%
				2024	26.0%	25.1%
3	(2)女性の活躍支援と男女共同参画の推進	①女性の活躍支援と男女共同参画の推進	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合	2022	13.0%	9.4%
				2023	14.3%	10.1%
				2024	15.6%	10.8%
4	(1)健康長寿のまちづくり	②高齢になっても活躍できる社会づくり	地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数	2022	180人	200人
				2023	180人	200人
				2024	180人	200人※
			認知症サポート医の養成数(累計)	2022	405人	455人
				2023	425人	485人
				2024	445人	515人※
			住民主体の通いの場への参加者数	2022	92,600人	103,600人
				2023	93,200人	104,300人
				2024	93,800人	105,000人※

※2024年度の数値目標については、2023年度中に予定している「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定に応じ、数値の見直しを行います。

(ウ) 「主な取組み」の見直し(1箇所)

基本目標	中柱	小柱	見直しを行う「主な取組み」	
4	(1)健康長寿のまちづくり	③誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現	改訂前	・大規模なスポーツイベントに向けた機運醸成と大会の成功を通じたスポーツの普及推進 ・障がい者スポーツの推進
			改訂後	・スポーツの持つ力による地域活性化 ・スポーツを通じた共生社会の実現

イ デジタルを活用した取組みの追加について

・ 「主な取組み」の追加・見直し(9箇所)

基本目標	中柱	小柱	追加・見直しを行う「主な取組み」	
1	(1)成長産業の創出・育成、産業の振興	②ロボット関連産業の創出・育成	・ロボット産業参入支援システムを活用した中小企業のロボット産業への参入促進	
	(2)産業の活性化	①県内中小企業・小規模企業の活性化	・中小企業のデジタル化の促進	
	(3)就業の促進と人材育成	②産業を支える人材育成	・産業構造の変化や技術革新の進展を見据えたデジタル人材の育成	
2	(1)観光の振興	③受入環境の整備	・観光DXの推進	
	(2)地域資源を活用した魅力づくり	⑤地域のマグネットとなる魅力づくり	・宮ヶ瀬地域に適した地域交通システムの導入に向けた検証	
	(3)移住・定住の促進	③関係人口の創出を通じた移住・定住の促進	改訂前	・「関係人口」の創出
			改訂後	・テレワークの活用も含めた「関係人口」の創出

基本目標	中柱	小柱	追加・見直しを行う「主な取組み」	
3	(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援	③ 子育てを応援する社会の実現	・メタバースを活用したひきこもり支援の推進	
4	(1) 健康長寿のまちづくり	① 未病を改善する環境づくり	改訂前	・健康情報の活用による未病改善の推進
			改訂後	・未病改善に向けた保健医療データ分析等による市町村支援
	(2) 誰もが活躍できる地域社会の実現	① 障がい者が活躍できる地域社会づくり	改訂前	・障がい者の社会参加の促進
			改訂後	・テクノロジーの活用も含めた障がい者の社会参加の促進

【参考】

	基本目標	中柱	小柱	主な取組み	K P I
策定時（令和2年3月）	4	12	31	132（再掲2を含む）	115（再掲4を含む）
今回改訂（令和5年3月）				138（再掲2を含む）	115（再掲4を含む）

(4) 今後の予定

令和5年3月 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）」公表

令和5年度～ 県議会、県地方創生推進会議から意見を聴取し改訂

<別添参考資料>

- ・参考資料2 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）（案）
- ・参考資料3 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略附属資料 数値目標・K P I 一覧表（令和5年3月改訂）（案）

5 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

ア 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

(7) 環境補足協定に基づく横須賀市等の立入調査の実施に伴う情報提供

a 概要

令和4年12月15日、環境補足協定[※]に基づき横須賀市及び国が横須賀基地への立入調査を実施したことに伴い、同日、国から情報提供があった。

b 情報提供の概要

- ・米側が11月18日に粒状活性炭フィルターを通した排水の採水調査を行った結果、PFOS等の濃度は暫定目標値（50ng/L）以下であった。

c 県の対応

防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・早急な原因究明及び原因に応じた抜本的な対策の実施。
- ・粒状活性炭フィルター設置後の採水結果の早急な公表。
- ・周辺環境への影響の継続的な監視。
- ・PFOS等に関する継続的な情報提供。

※ 環境補足協定：平成27年に日米間で締結。日米地位協定を補足した政府間協定であり、基地内で環境事故が発生した場合の立入等を定めている。

(イ) 排水処理施設からの排水の採水結果

a 概要

令和5年2月17日、米軍の8回目、9回目、10回目及び国の採水結果について防衛省から情報提供があった。

b 情報提供の概要

- ・米軍が11月18日以降に行った採水調査結果は、次のとおり。
(ng/L)

サンプリング結果			PFOS	PFOA	合計	採水日
ライ ン 生 活 排 水	8回目	入口	不検出	不検出	不検出	11/18
	9回目	入口	39	不検出	39	12/9
	10回目	入口	18	4.4	22.4	12/23
ライ ン 産 業 排 水	8回目	入口	不検出	不検出	不検出	11/18
	9目	入口	7.9	3.4	11.3	12/9
	10回目	入口	不検出	不検出	不検出	12/23

(ng/L)

サンプリング結果			PFOS	PFOA	合計	採水日
前後 活性炭 フィルター 通過	2回目	前	60.7	29.9	90.6	11/18
		後	不検出	不検出	不検出	
	3回目	前	31	21	52	12/9
		後	不検出	不検出	不検出	
	4回目	前	270	65	335	12/23
		後	不検出	7.3	7.3	

- ・また、12月15日に防衛省が周辺海域で実施した採水調査結果は、最大で3.6ng/L。

c 県の対応

防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・早急な原因究明及び原因に応じた対応の実施。
- ・継続的な粒状活性炭フィルターの設置及び効果の確認。
- ・周辺環境への影響の適切な監視。
- ・PFOS等に関する適時適切な情報提供。

(ウ) 参考：これまでの主な経緯（報告済）

（国からの情報提供）

- 6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水から PFOS 等を検出。
1回目採水結果情報提供。検出原因調査中。
- 9月12日 2回目採水結果情報提供。
- 9月30日 3回目採水結果情報提供。
- 10月27日 3回目（一部）、4回目、5回目採水結果情報提供。排水処理施設出口で最大12,900ng/L（暫定目標値（50ng/L）の258倍）。
横須賀基地内22か所で採水調査実施、排水流出の原因究明を進めている。
- 11月1日 粒状活性炭フィルターの稼働を開始。

（県の対応）

- 7月20日 神奈川県基地関係縣市連絡協議会※（略称：縣市協）として、県内米軍基地における PFOS 等を含む製品の保管・使用状況の公表、代替品への交換の早期完了等を、外務省及び防衛省に要請。

- 8月23日 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）として、在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況の情報提供等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月3日 縣市協として、県内米軍基地からの PFOS 等の流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月27日 県として、粒状活性炭フィルター設置等の対策の着実な実施と効果の検証、早期の原因究明と抜本的な対策の実施、周辺環境への影響の継続的な監視、風評被害の防止等を防衛省に要請。

※ 神奈川県基地関係縣市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

構成市：横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成

構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

イ 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

(7) 環境補足協定に基づく2回目の立入調査の実施

a 概要

12月19日、環境補足協定に基づき、国（防衛省、外務省、環境省）、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地への2回目の立入調査を実施した。

b 調査内容

- ・ 事故発生場所である格納庫の泡消火設備について、事故の原因及び再発防止策の説明を受けるとともに、現状を確認した。
- ・ 米側から流出事故の発生原因は、大雨により格納庫に雨漏りが生じ、格納庫に設置されている泡消火設備の制御盤に浸透し、誤作動が起きた可能性が高いとの説明があった。
さらに、再発防止策として、スイッチをオフにして誤作動させないなどの適切な措置をしたとの説明があった。
- ・ 米側から厚木基地において、米軍が保有するPFOS等を含む泡消火薬剤は11月までに交換を完了したとの説明があった。
- ・ 厚木基地内の調整池について、米側から泥の回収及び洗浄の

状況について説明を受けるとともに、現状を確認した。

(イ) 参考：これまでの主な経緯（報告済）

（国からの情報提供）

- 9月25日 9月24日夜、米側から国に、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨の通報。同日、米軍は流出防止のための調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を実施。
- 9月28日 泡消火薬剤が混合した水の一部が基地内を流れる蓼川への流出が判明。流出した泡消火薬剤には PFOS 等を含んでいる。
- ※ 10月2日以降、厚木基地内調整池において粒状活性炭フィルターによる循環ろ過及びろ過の上、蓼川への放流を実施。
- 10月21日 調整池から粒状活性炭フィルターを通しての放流が15日に完了、16日に調整池内に堆積していた泥の回収(※)、洗浄を実施したうえで、調整池の利用を再開。
- 10月20日、調整池から蓼川までのゲートを開放し、通常の運用体制となった。
- ※回収した泥等は国内の許認可を受けた施設で焼却予定。厚木基地では、12月に泡消火薬剤の交換を完了する計画。

（県の対応）

- 10月3日 縣市協として、県内米軍基地からの PFOS 等の流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。（再掲）
- 10月6日 環境補足協定に基づき、国、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地へ1回目の立ち入り、採水を実施。
- ※ 10月7日及び13日に、放流にあたっての安全確保、周辺環境への影響防止対策等を防衛省に口頭で要請。
- 10月21日 県として再発防止、周辺環境への影響の確認、泥等の処分にあたっての国内法令遵守を防衛省に要請。

ウ PFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況

(7) 概要

令和5年1月11日に防衛省から、在日米軍が保有するPFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況について情報提供があった。

(1) 情報提供の概要

PFOS等を含む泡消火薬剤について、

- ・令和4年11月までに在日米海軍の全ての基地で交換完了。
(これにより、全ての県内米軍基地で交換完了となった。)
- ・令和4年12月までに在日米海兵隊の全ての基地で交換完了。
- ・令和6年9月までに在日米軍の全ての基地で交換完了予定。
との情報提供があった。

(2) 池子住宅地区の一部返還の合意

ア 概要

令和4年12月14日、防衛省から、池子住宅地区の土地及び工作物の一部返還について情報提供があった。

イ 情報提供概要

- ・池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、返還が日米合同委員会で合意。具体的な返還日は今後決定される。
- ・返還されるのは、市の医療センター（逗葉地域医療センター）への進入路として市が共同使用している土地約2,500㎡及び囲障、舗床等の工作物。

(3) 横須賀基地への米海軍駆逐艦の配備等

ア 情報提供概要

12月20日に、防衛省から、米海軍誘導ミサイル駆逐艦「シェープ」が、横須賀基地に12月19日に入港し、新たに横須賀基地へ配備された、との情報提供があった。

2月17日に、防衛省から、同日、米海軍駆逐艦「バリー」が、「シェープ」との入替で米本国に帰還した、との情報提供があった。

帰還後の横須賀基地の米艦船は合計13隻。

イ 県の対応

防衛省に対し、配備の詳細等に関する適時適切な情報提供を要請。

※ バリー帰還後の横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

空母ロナルド・レーガン	1隻
揚陸指揮艦	1隻

イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	11隻
合 計	13隻

(4) 横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編

ア 部隊新編の情報提供

令和5年1月12日、防衛省から横浜ノース・ドックにおける米陸軍の小型揚陸艇部隊の新編について情報提供を受けた。

(7) 情報提供の概要

- ・ 1月11日（現地時間）に米国で日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）※が開催され、日米安全保障体制強化のための措置の一環として、横浜ノース・ドックに米陸軍の小型揚陸艇部隊が配備されることが明らかとなった。
- ・ 令和5年春頃、横浜ノース・ドックに米陸軍が小型揚陸艇部隊を新編予定。13隻、約280名の編成。
- ・ 船舶は横浜ノース・ドックに配置済の船舶を使用し、新編に伴う船舶の増加はない。人員については、これまで随時派遣されていた要員を常時配置する。
- ・ 追加要員は県内の既存米軍施設等に居住。
- ・ 部隊の新編により、南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能となる。

※日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）の概要

日程：1月11日（現地時間）ワシントンで開催

出席者：日本側：林外務大臣、浜田防衛大臣

米側：ブリンケン国務長官、オースティン国防長官

内容：①反撃能力：日本の反撃能力の効果的な運用に向け日米協力深化

②日米安全保障条約の適用拡大：宇宙における攻撃等に日米安全保障条約第5条（共同防衛）適用があり得ることを確認

③同盟の態勢の最適化：在沖縄の海兵連隊を2025年までに沿岸海兵連隊（MLR）に改編、横浜ノース・ドックに小型揚陸艇部隊を新編

(イ) 県の対応

1月12日、防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- ・ 部隊配備スケジュールや基地周辺への影響等に関する更なる情報提供
- ・ 基地周辺への影響に配慮した必要な対策の実施
- ・ 地元市の意向を尊重した対応

イ 縣市協としての要請

(ア) 概要

2月7日、縣市協として外務省及び防衛省に対し、次の事項を要請した。

- ・新編される部隊の具体的な活動内容、横浜ノース・ドックにおける基地機能の変化の有無等の速やかな情報提供。
- ・部隊新編による周辺市街地や民間船舶等への影響の最小化に向けた万全の対策。
- ・今後、県内基地への新たな部隊の配備等が行われる場合の事前かつ速やかな情報提供、地元の意向の尊重。

(イ) 要請結果

防衛省から次のとおり回答があった。

- ・部隊の新編に際し、地元の安心・安全に十分に配慮し、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう、米側に求めていく。
- ・現時点で提供できる情報は次のとおり。
 - ・横浜ノース・ドックにおける人員・物資の輸送の任務は従来どおり。
 - ・約280名の要員は日本国外の様々な場所から来て、家族帯同で県内の米軍施設等に居住。
 - ・今回の部隊新編に伴い、既存施設の改修は想定されるが、新たな施設の建設予定はない。
- ・引き続き、情報提供に努める。

(5) 第7回神奈川県・米陸海軍意見交換会の開催

ア 概要

県と米陸海軍との協力関係や諸課題について意見交換することを目的として、知事、在日米陸軍司令官及び在日米海軍司令官による意見交換会を平成24年以降6回開催しており、令和5年1月30日に県庁において第7回を開催。

イ 第7回開催結果

(意見交換の項目)

- ・地方自治体と米軍との連携の重要性
- ・災害時の相互協力の促進等
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編についての情報共有

- ・米海軍基地におけるPFOS等の環境問題に関する日米間の連携
(主な結果)
- ・定期的な意見交換会の実施。
- ・令和5年度の「ビッグレスキューかながわ」への米軍の参加など災害時の協力関係の継続について合意。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応の継続。
- ・横浜ノース・ドックの部隊新編について、適時適切に情報を共有していくことを確認。
- ・米海軍基地におけるPFOS等の環境問題について、日米間で連携して対応していくことについて合意。

(過去の開催状況)

	開催日	主催	主な話題
第1回	平成24年8月2日	県	ビッグレスキューかながわ
第2回	平成26年1月21日	県	医療分野の交流
第3回	平成26年10月8日	米海軍	横須賀米海軍病院と保健福祉大学の交流
第4回	平成28年1月22日	米陸軍	災害時の応援マニュアルの改訂
第5回	平成29年3月6日	県	災害時の相互協力の促進
第6回	平成30年3月2日	米海軍	米空母艦載機移駐の進捗

※ 第5回のみ陸上自衛隊、海上自衛隊、南関東防衛局が出席。

(6) 米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供

厚木基地に隣接する日本飛行機株式会社厚木工場において実施している米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供は次のとおりである。

情報提供日	情報提供内容
令和4年2月2日	令和4年2月から1機の機体整備実施（1機目）
令和4年8月2日	令和4年8月から1機の機体整備実施（2機目）

参考：国からの情報提供の概要（令和3年6月及び8月）

- ・米海兵隊オスプレイの定期機体整備を請け負う企業として日本飛行機株式会社と株式会社 SUBARU（木更津駐屯地で定期整備実施中）が選定された。
- ・日本飛行機株式会社は、厚木基地に隣接する厚木工場において、内部構造の点検等の定期機体整備を行う。

- ・ 契約期間は令和3年7月から令和12年12月まで約9年間。
- ・ 整備機数は、日本飛行機株式会社と株式会社 SUBARU で合計 51 機。

(7) 令和4年の事件・事故の概要

ア 事件・事故の概要

(7) 県等で要請を行った事件・事故

令和4年に、県又は県市協で要請を行った事件・事故等は5件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和4年5月22日	米海軍人1名が横浜市西区の路上で、日本人3名に暴行し逮捕された。
令和4年6月30日	横須賀基地内の排水からPFOS等が検出された。
令和4年7月9日	逗子市路上で4名が突き飛ばされて重軽傷を負い、米軍人が傷害罪で起訴された。
令和4年7月27日	米軍人が私的に訪れた北海道長沼町で、民間車両と事故を起こした。
令和4年9月24日	厚木基地でPFOS等を含む泡消火薬剤が流出した。

(4) 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
犯罪検挙件数	22 (12)	14 (8)	10 (7)	22 (12)	22 (11)
交通事故件数	56 (34)	45 (27)	37 (18)	36 (24)	36 (18)

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べの速報値。

(ウ) 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
航空機事故件数	1	(1)	0	0	0
その他の事故件数	1	0	0	1	2

注 1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

注 2 平成 30 年のその他の事故は、キャンプ座間における火災。

注 3 令和元年の航空機事故件数の (1) は、県が国に事実関係の確認等を依頼中のもの。

注 4 令和 3 年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注 5 令和 4 年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地における PFOS 等の流出事故。

イ 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(8) 横須賀基地への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

ア 原子力軍艦の寄港状況 (令和 4 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

通算回数 S41 ～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1036)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R3.10.16)～R4.5.8	128
1037	ミズーリ	潜水艦	7,800	R4.1.10～R4.1.25	16
1038	ノース・カロライナ	潜水艦	7,800	R4.2.25～R4.3.1	5
1039	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.3.16～R4.3.16	1

通算回数 S41 ～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
1040	スクラントン	潜水艦	6,082	R4.3.18 ～R4.3.18	1
1041	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.3.20 ～R4.3.20	1
1042	アッシュビル	潜水艦	6,082	R4.4.4 ～R4.4.9	6
1043	スクラントン	潜水艦	6,082	R4.4.6 ～R4.4.6	1
1044	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.4.18 ～R4.4.20	3
1045	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R4.5.17 ～R4.5.20	4
1046	エイブラハム・リンカーン	空母	102,000	R4.5.21 ～R4.5.26	6
1047	シカゴ	潜水艦	6,082	R4.6.25 ～R4.6.30	6
1048	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R4.8.15 ～R4.8.17	3
1049	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R4.8.19 ～R4.9.12	25
1050	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R4.9.14 ～R4.9.17	4
1051	スプリングフィールド	潜水艦	6,082	R4.10.18 ～R4.10.24	7
1052	シーウルフ	潜水艦	8,060	R4.11.15 ～R4.11.21	7
1053	コロンビア	潜水艦	6,082	R4.12.4 ～R4.12.4	1
1054	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R4.12.16 ～寄港中	16

入港回数：18回 実日数：207日 延日数：241日
(令和3年の状況 入港回数：17回 実日数：212日 延日数：229日)

イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和4年1月1日～12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
59cps	66nGy/h	21cps	12nGy/h	59nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値59cpsについては、令和4年4月1日23時04分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

ウ 県の取組み

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。